

令和8年8月27日

市営住宅使用料の算定誤りに伴う過少徴収について

市営住宅使用料の算定誤りに伴う過少徴収がありました。詳細は下記のとおりです。

記

1 概要

老朽化により廃止する予定の市営住宅から別の市営住宅へ移転した入居者の使用料について、移転後の使用料算定に誤りがあり、本来徴収すべき使用料よりも低い金額を徴収していました。内容は以下のとおりです。

年度	期間	対象世帯	差額
令和7年度分	令和7年4月～令和8年3月	A	4,800円
		B	5,200円
令和8年度分	令和8年4月～令和8年7月	C	6,000円
合計		3世帯	16,000円

2 経過

令和8年1月21日 令和8年度市営住宅使用料の通知書発送
7月27日 入居者Cの所得変更に伴い所得再認定申告書を受領
8月17日 再認定作業中に入居者Cの令和8年度市営住宅使用料の算定誤りを確認
8月18日 該当者全員の確認作業を行い、令和7年1月に通知した入居者AとBの令和7年度分市営住宅使用料2件にも算定誤りを確認
～8月24日 対象世帯へ説明、謝罪し、納付を依頼

3 原因

市営住宅使用料は、通常、専用システムでの算定ですが、団地廃止に伴う市営団地間の住民移転に適用する経過措置(※)にシステムが対応していないことから、職員が手作業で行っており、算定の際に必要な入居期間情報を誤認したため。

経過措置・・・移転前後の市営住宅使用料を比較し、移転前より移転後の使用料が高くなる場合、使用料の変化を緩和するため、5年間かけて移転後の使用料に段階的に引き上げる措置。

4 再発防止策

- 経過措置などが該当する使用料のチェックリストをさらに細分化し、誤認やもれを防止するとともに、複数人で確認を行います。
- 使用料算定の手処理部分について、可能な限りのシステム化を進めます。

担当：住宅政策課 市営住宅係
課長 松本、係長 菅野
電話 024-529-7693